

## ダクト技能士資格の主任技術者要件について（お知らせ）

以下のように、省令が定められ、建設業法施行規則が改正されましたのでお知らせします。

平成 26 年 10 月 31 日 金曜日(号外第 241 号)官報 3 頁 より抜粋

### ○国土交通省令第八十五号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）及び建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第三百八号）の施行に伴い、建設業法（昭和三十四年法律第百号）第五条、第六条第一項、第十一条第一項、第四項及び第五項、第十三条第六号並びに第十四条（同法第十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項、第二項及び第四項、第四十条の三並びに第四十四条の三、浄化槽法（昭和三十八年法律第四十三号）第二十二条第二項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十二条第二項及び第三十六条並びに建設業法施行令（昭和三十二年政令第二百七十三号）第二十七条の十三の規定に基づき、並びに建設業法を実施するため、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日 国土交通大臣 太田昭宏

建設業法施行規則等の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条 建設業法施行規則（昭和三十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第七条の三第二号の表

大工工事業の項中「建築大工」の下に「若しくは型枠施工」を加え、

同表石工事業の項中「若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者」を削り、同表屋根工事業の項中「、かわらぶき若しくはスレート施工」を「若しくはかわらぶき」に改め、

同表管工事業の項中「一級の」の下に「建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、「」を、「二級の」の下に「建築板金、」を加え、

同表タイル・れんが・ブロック工事業の項中「若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者」を削る。

これにより、建築板金技能士（ダクト板金作業）は建設業法上の管工事業において工事現場などの主任技術者となることができます。2級合格者の実務経験要件（3年）にご注意ください。実施は平成27年4月1日となります。

また、建設業法における板金工事業の主任技術者にはなれない事になりますので、あわせてご注意ください。